

令和2年 10 月 1 日

コロナ禍における一時(いっとき)避難所運営ガイドラインの必要性(説明文)

1. 現状認識

①新型コロナウイルス感染拡大

9月23日現在:全国で7万9千人感染

②地球温暖化により風水害の被害増大(台風20号などのスーパー台風襲来)

③南海トラフ地震・首都圏直下型地震等の警戒

日本各地で頻繁に震度3～4の地震が発生

2. 避難時の留意点(原則)

- ①震災・風水害が発生しても、**身の危険が無く、住居が居住可能な場合**は自宅に留まる。
- ②町指定の避難所が開設された場合、避難を希望する者は**大井小学校に避難**する。
- ③町指定の指定避難所(大井小学校)が開設されるまでの間、**要支援者を対象に一時避難所の河原自治会館に避難**する。

3. 一時避難所としての自治会館の利用時の留意点

- ①自治会館及び日枝神社境内を一時避難所とするが、収容人数に制限があるため、また、感染症への対応が不十分なため、指定避難所が開設されるまでの間、以下の者を優先して「**雨・つゆをしのぐ**」一時避難所として活用する。
 - ・避難対象者:家屋が倒壊・浸水(浸水のおそれがある場合)し**居住困難**で **且つ**
要支援者(要支援者リスト掲載者・高齢者・障害を持つ者・妊産婦)及びその支援者
- ②要支援者で**発熱者・咳症状がある者**は、日枝神社敷地内にテントを設営し、一時避難所として活用する。
- ③避難する際は感染防止の為マスク・消毒液を持参する。また、自治会館内にも感染防止資材(マスク・消毒液 等)を備蓄し、一時避難所として避難者及び避難所運営者の感染症対策講じる。



詳細は『コロナ禍における一時避難所ガイドライン』を参照

以 上

コロナ禍における一時(いつとき)避難所運営ガイドライン

1. 前提

ここに「コロナ禍における一時避難所運営ガイドライン」を定める。記載内容を自治会員共通の認識事項として位置付け、自治会内に周知徹底を図る。災害はいつ発生するか予測出来ず、ガイドラインの制定を優先することとし、精度および内容の充実は都度見直しを行うこととする。

- ・本ガイドラインはあくまでも指定避難所(大井小学校)が開設されるまでの間を想定したものであり、指定避難所が開設された場合は、指定避難所に避難することとする。
- ・自治会館の収容人員には制限があること並びに「コロナ禍の時代」、「三密」を避ける観点から一時避難所へ収容する者は「家屋が居住困難で 且つ 「要支援者(要支援者リスト掲載者・高齢者・障害を有する者・妊産婦)及びその支援者」とする。
- ・住居が居住可能で且つ危険が無い場合は、自宅に留まるよう留意願いたい。

なお、本ガイドラインは内閣府が作成した「内閣府資料」に沿ったものである。本ガイドラインとともに「内閣府資料」も熟読願いたい。

2. 一時避難所とは・・・？。

災害時に被災し自宅の居住が困難で 且つ 要支援者を収容する場所とする。あくまでも「雨・露をしのぐ」一時の避難場所に自治会館並びに日枝神社境内を提供するものである。

一時避難所の避難対象者で収容時に「熱症状」「咳症状」が見受けられる者は、日枝神社内に設営したテントに収容する。

収容期間は指定避難所(大井小学校)が開設されるまでの間を想定し、指定避難所が開設された場合は指定避難所での避難に切り替える。

3. 避難

①震災

地震により自宅での居住が困難な要支援者に限り(自宅の倒壊等)、一時避難所に避難する。

②風水害

河原地区では土砂災害(がけ崩れによる土石流災害)は発生しないことを前提として、本ガイドラインを作成している。

気象庁より「警戒レベル3」が発出された場合、自治会三役会議で検討し河原自主防災本部を立ち上げ、本部より一時避難所の開設の連絡を行う。避難所開設の連絡は各自治会長より管下組長に連絡する。また、自治会 HP に避難所開設を掲載する。

自宅にいて身の危険を感じる場合、河原自治会館(一時避難所)へ避難する。風水害の場合、低気圧(台風)が通過後、急速に天候が回復するので、避難時間は短期間を想定している。

③自主防災本部からの連絡

自主防災本部から自治会員への連絡は、第1～第4自治会長より管下組長に連絡する。各自治会内の組長は各自治会専用 LINE グループへ加入願いたい。LINE グループに未加入な組長に対しては電話連絡を行う。

④留意事項

避難する際は各自、以下の物を用意する。

- ・緊急時持ち出しバック
- ・常用している薬

4. 一時避難所での留意事項

①避難者

- ・自治会館に入所するときに「非接触型体温計」で体温を計測
- ・アルコール消毒液で手を消毒
- ・マスクが無い方は自治会備蓄のマスクを貸与

②自主防災組織要員・・・サージカルマスク、フェイスシールド、ゴム手袋を装着

- ・自主防災組織・避難誘導班が避難者の受け入れを行う
- ・「非接触型体温計」で避難者の体温を測定
- ・「発熱者」「咳症状」の者は日枝神社内に設営したテントに収容

③ソーシャル・ディスタンスの確保(努力目標)

避難者が自治館内で2メートルの間隔を保ち避難できるよう留意する。しかし、収容人数が多くなった場合、必ずしもソーシャル・ディスタンスが確保できないこともある。

④自治会館内の消毒

一時避難所内では新型コロナウイルスの他、ノロウイルス等の感染症の発生を防ぐため、自主防災組織・情報班(自治会役員)が自治会館内の消毒を行う。

消毒は、アルコール消毒液で床・ドアノブ・階段・トイレ回りを頻繁に拭き取る。嘔吐物がある場合は、嘔吐物除去後、アルコール消毒液で拭き取りを行う。

⑤気象情報(台風情報)の取得

Wi-Fi を導入し(努力目標とし)PC・スマホよりタイムリーな地震情報・気象情報(台風情報)を取得する。また、町役場、町内各自治会とテレビ会議での情報交換に活用する。

5. 河原自主防災が新規に準備する資材(通常備蓄している防災資材以外の資材)

①非接触型体温計(3個)

- ②不織布のサージカルマスク(50 箱)
- ③フェイスシールド(30 個)・・・運営者用
- ④キッチンハイター(大 5 本)又はスプレー式アルコール消毒液
- ⑤雑巾(20 枚)
- ⑥薄手のゴム手袋(10 箱)・・・調理&感染防止
- ⑦厚手のゴム手袋(30 枚)・・・拭き掃除用
- ⑧貯水用ポリタンク(10個)
- ⑧Wi-Fi の導入(努力目標として継続して導入を検討する)

6. その他

「コロナ禍における一時避難所運営ガイドライン」については、避難者・運営側要員ともに感染リスクがあるので、十分に留意の上対応する必要がある。

新型コロナウイルスは、基礎疾患(糖尿病 等)がある者が感染した場合、重症化する傾向がある。避難者及び避難所運営要員で基礎疾患を有する者は、十分留意する必要がある。特に避難者については避難を取り止めることも考え願いたい。

なお、役割分担は「河原自主防災組織図」より行うこととする。

- ※①河原自主防災組織は制定以来、自主防災組織の総合的災害対策訓練を実施していない。しかし、近年の気候変動による災害の巨大化並びに地震発生予兆の増大、及びコロナ感染症の蔓延を鑑み、最低限の避難所運営に関する方針を決定しておく必要がある。
- 当自治会としては、本ガイドラインを最低限の行動規範として本年 9 月中に制定し(10 月の台風シーズン前)、来年 3 月までに本格的な「災害対策ガイドライン」(自主防災本部の運営要領、避難要領、防災訓練要領等を制定予定)を定めることとする。
- 何卒、趣旨を理解の上、協力願いたい。

- ※②本ガイドラインは回覧が終了した時点で、2020 年 10 月 1 日遡及実施とする。

2020 年 10 月 1 日 制定